

匿名感染症関連情報の第三者提供に係る審査等の体制について

匿名感染症関連情報の第三者提供に係る審査等の体制について

これまでの経緯

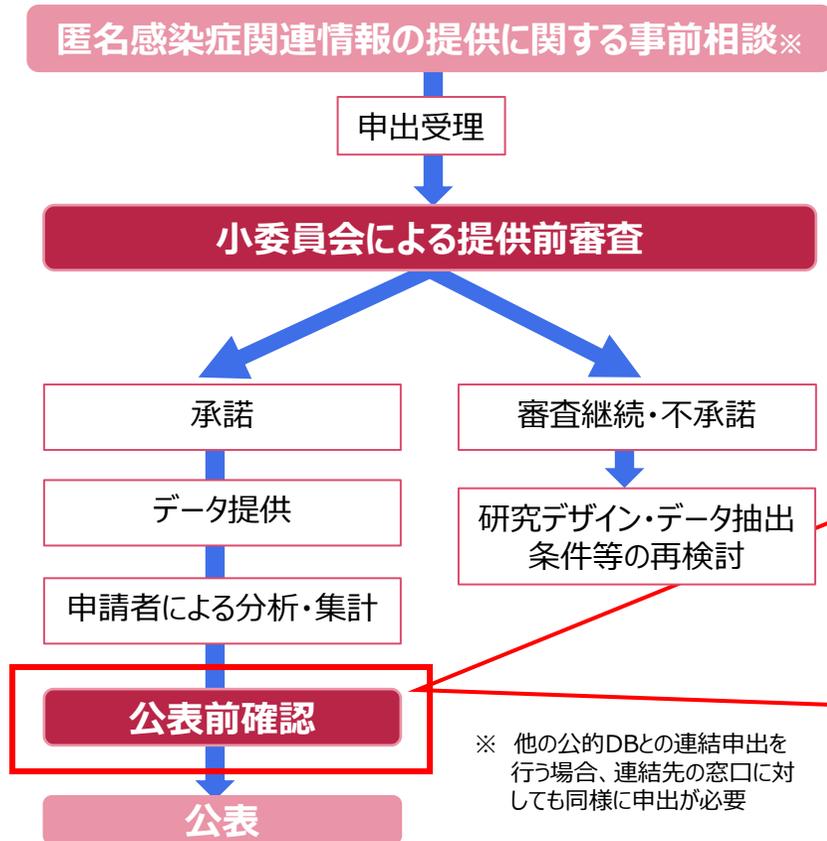
- 匿名感染症関連情報の第三者提供に係る審査体制には、匿名感染症関連情報データ提供可否を審査する「提供前審査」と、iDB（匿名感染症関連情報データベース）を用いて生成した生成物の公表可否を判断する「公表前確認」がある。
- 第1回匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会（令和6年5月30日）（以下、iDB小委員会という。）にて、提供前審査の体制について検討した。公表前確認の体制については、iDB小委員会にて検討することとなっていた。
- 第1回iDB小委員会において、公表前確認の体制について以下のような意見をいただいたところ。
 - ▶ 公表前確認は、細かい確認や作業が必要になることから、事務的な前捌きを行うこと
 - ▶ iDB小委員会における「審査」ではなく、「報告」にて対応するなどの方法を検討すること 等

ご審議いただきたいこと

- 「公表前確認」は、以下の方法にて行うこととしてはどうか。
 - 厚生労働省にて、
 - ①申出時に提出された研究計画内容と、公表前確認で提出された成果の整合性がとれていること
 - ②公表物の満たすべき基準（最小集計単位の原則、年齢区分、地域区分、特定の社会属性をもつ層に対する差別・偏見の配慮）に則っていること等について確認
 - 「1」の結果について、**iDB小委員長へ報告**
 - 「2」の内容を踏まえ、**iDB小委員長からの承認を得る**

匿名感染症関連情報の第三者提供に係る審査等の体制について

審査等の体制図



検討事項

iDBデータを用いた生成物の公表前確認に関する申出※

